

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>路線名</p>	<p>羽生外野栗橋線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市外野字下二〇六番三地 先から 同市佐波字西悪戸四一四番一 地先まで (ただし、関係図面に表示す部 分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十九日</p>
<p>備考</p>	<p>道路改築工事。 平成二十三年四月八日付け埼玉県 行田県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一〇二六・五〇メートル</p>